

富岡町お試し住宅利用案内

2025年10月1日改訂

1. 利用方法

(1) 目的

富岡町での生活環境を体験していただき、富岡町への移住検討の一助としていただくことを目的としています。

(2) 利用者の要件【以下の全てを満たす方】

①町外に住所を有している方

②町への移住を検討している方、若しくは町との交流・関係人口の創出が見込まれる方

③滞在期間中、体験プログラムに参加できる方

④暴力団員に該当しない方

※未成年のみでのご利用はできません。

(3) 利用期間

①原則5日以内

②利用については1組につき原則年度内2回までとする

③予約についてはお試し住宅最終日より2週間後から予約可能とする。

※利用期間は年末年始を除きます。

(4) 利用料

無料（但し、食費、交通費、生活に必要な消耗品費等は自己負担です。）

(5) 利用方法

①利用開始希望日の2週間前までに、一般社団法人みおかプラス事務局（以下「事務局」という。）ホームページの予約申込フォームより申し込みしてください。※郵送希望の場合は事務局へお問い合わせ下さい。

②事務局よりメールまたは電話等で、滞在日時の調整や体験プログラムについての連絡を行います。

③事務局より予約確定の連絡をいたします。利用者は利用開始日までに、

・代表者の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証、学生証等）の写しをご準備いただき、利用開始日に持参ください。

④利用開始日当日は、事務局事務所（10:00～17:00）において、

・富岡町お試し住宅利用許可申請書兼誓約書

にご署名いただきます。

2. 入居から退去までの流れ

【入居】

富岡町お試し住宅利用許可申請書兼誓約書に署名後、事務局職員により施設利用の説明を行います。※営業時間内に到着するよう余裕を持ってお越しください。

【滞在中】

移住体験プログラムに参加していただきます。その他、移住を検討する際に必要な要件等がある場合には、事務局にご相談下さい。また移住体験プログラム以外での送迎はいたしません。

【退去】

- ・利用終了日の 10:00 から 17:00 までに退去してください。
- ・事務局職員の立ち会いのもと、住宅内部確認及び「富岡町お試し住宅利用後チェックシート」とアンケートの回収を行います。

※退去前に必ず、住宅の清掃（キッチン、トイレ、洗面所、風呂などの水回り、廊下・床の掃除機掛けなど）を行ってください。

3. 留意事項

お試し住宅の利用にあたっては、次のことにご留意してください。

- (1) 利用期間中に食事の提供はいたしません。
- (2) 寝具については、事前に申し込んだ人数分ご用意いたします。
- (3) 利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者にご負担いただきます。
- (4) 備え付け品以外は各自でご用意ください。(持ち込み品は最終日すべてお持ち帰りください。)
- (5) 住宅内は禁煙となります。
- (6) ごみは、事務局の指示に従って分別してください。最終日に事務局で回収いたします。
- (7) 詳細は利用規約をご覧ください。

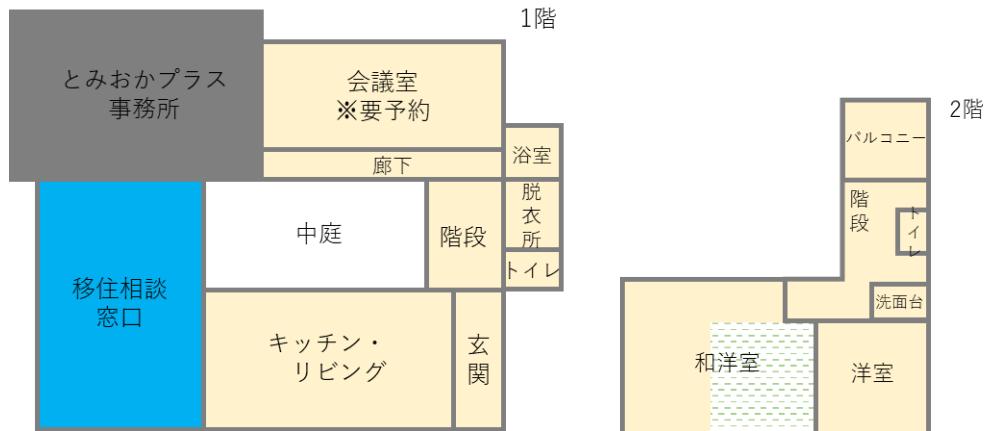
4. 施設概要

(1) 概要

名称	富岡町お試し住宅
住所	福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央 338
構造	木造 2 階建

設備	台所 (IH)、風呂、トイレ、駐車場
周辺施設	スーパー・コンビニ・飲食店・コインランドリー・銀行・小中学校・ガソリンスタンド

(2) 間取り



(3) 外観・内観写真





(4) 主な備品

種 別	品 名
家電	冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、トースター、電気ケトル、電気ランタン、エアコン、ガス暖房器具、電気ヒーター、扇風機、ドライヤー、掃除機、テレビ、こたつ
家具	ダイニングテーブル、座椅子、ソファ、じゅうたんマット、掛け時計、置時計、ベッド
キッチン	包丁、まな板 茶碗、お椀、小皿、大皿（6~8人分） 箸、スプーン、フォーク、ナイフ グラス、マグカップ、ワイングラス、シャンパングラス 手鍋、フライパン ボウル、ザル 菜箸、大きじ・小さじ、おたま、フライ返し、しゃもじ、 キッチンバサミ、ピーラー、すりおろし器、はかり ふきん、スポンジ、台所用洗剤、水切り籠
洗濯	室内洗濯物干、ハンガー、洗濯バサミ
バス	風呂イス、風呂桶、足ふきマット 風呂洗い用スポンジ、風呂洗い用洗剤
トイレ	トイレブラシ、トイレ用洗剤